

神戸市母子保健事業検討委員会開催要綱

(設置)

第1条 母子保健事業を円滑に行うために「神戸市母子保健事業検討委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱しまたは任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 医療機関の代表者等
- (3) 市職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中からこども家庭局長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じこども家庭局長が召集する。

(部会の設置)

第6条 委員会は、必要に応じて部会をおくことができる。

(関係者の出席)

第7条 こども家庭局長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、こども家庭局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、こども家庭局家庭支援課において処理する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。